

一学生相談カウンセラーから見た 新型コロナウイルス感染拡大をめぐる動向について ——国内外の動きと本学・カウンセリングルームの対応を振り返って—— (第2報)

和田 竜太¹

[要約]

2019年末に「原因不明の肺炎」として中国・武漢で初めて報告された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、またたく間に世界中に拡散し、約1年半経過した2021年5月末時点でも世界各地で深刻な状況が続いている。日本においても2020年3月中旬～下旬から感染者が増大し、4月7日に初めて緊急事態宣言が出され、その後感染者の増減を繰り返しながら3回にわたって緊急事態宣言が発出される状況となっている。本稿では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国内外の動きや、本学やカウンセリングルームの対応を振り返りながら、一学生相談カウンセラーである筆者から見たその動向について述べた。約1年半が経過する中で、その時々状況に応じながら、様々な模索を続けてきたところであり、新型コロナによって学生相談のありよう等にも大きな変化が起こってきたことを感じている。本稿での振り返りがまさに今起こっている事態についての後の検証の素材の一つにでもなればと思う。

[キーワード]

新型コロナウイルス、新型コロナウイルス感染症、学生相談、危機対応

1 はじめに

2019年11～12月頃に「原因不明の肺炎」として中国・武漢で初めて報告された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、またたく間に世界中に拡散し、今や世界では感染者約1億7,000万人、死亡者約350万人（2021年5月29日現在）、日本でも感染者74万2,256人、死亡者1万2,930人（2021年5月29日現在）という深刻な事態となっている。日本では2020年1月16日に国内で初めて感染者が確認され、同年3月中旬～下旬から感染者増加のペースが上がり、同年4月11日には1日708人の新規感染者が確認されるに至った。そうした状況を受けて、4月7日に7都道府県に、4月16日には全国に、初めての緊急事態宣言が発せられた（このあたりの状況については前稿（和田，2020）で触れた）。最初の緊急事態宣言は、5月14日に39県で解除となり、5月21日には3府県で、5月25日には残る5都道県で全て解除された。しかしながら、最初の緊急事態宣言が解除される時

¹ 京都大学学生総合支援センターカウンセリングルーム・講師

点で、すでに第2波、第3波がやってくる可能性が指摘されており（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議，2020）、前稿（和田，2020）で筆者もそのことを記していたが、事態はまさにその通りになった。その後第2波、第3波が到来し、そして本稿を執筆している2021年5月末時点は第4波の真っ只中、という状況である。

2020年5月末に筆者は前稿（和田，2020）を執筆したが、その時点で「本稿を執筆している2020年5月末時点でも、未だ新型コロナウイルス感染拡大の終息は見通せず、今後の情勢を想像することも困難である。」（和田，2020）と述べた。しかしながら、1年後に至ってもなお「終息が見通せない、今後の情勢を想像することも困難」な状況のままであろうとは、それどころか、状況としてより一層深刻さが深まっていようとは、前稿の時点で想像できる範囲の中では最悪の状況になっていると言っても過言ではないだろう。

本稿では、前稿（和田，2020）に引き続き、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）および新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関わる、日本・世界、および京都大学の動向、さらに京都大学学生総合支援センターカウンセリングルームでの対応の模索について改めて振り返ってみたい。そして、本稿が今後、何らかの形でコロナ禍を検証する機会があった時の素材の一つでもなれば、と思う。

2 新型コロナウイルス感染拡大に関わる国内外の動向をめぐって：2020年6月～2021年5月まで

まず、前稿（和田，2020）以降、つまり2020年6月以降の新型コロナウイルスをめぐる国内外の動向について、時系列的に大まかにまとめてみた。次のページの表は、厚生労働省（2020・2021）、内閣官房（2020・2021）、外務省（2020・2021）、WHO（2020・2021）、NHK（2020・2021）、中国新聞デジタル（2020・2021）および筆者の個人的なメモをもとに、2020年6月以降の国内外の新型コロナウイルス感染症に関わる主な出来事（および国内外の主要な出来事）についてまとめたものである。

2020年5月25日までで全て解除となった1回目の緊急事態宣言を経て、新規感染者数は全国で1日二桁人台まで減少し、6月下旬まではその状況のまま推移した。ところが、少しずつ経済活動や大規模施設・イベント等が再開されるにつれて、6月終わり・7月頭から再び新規感染者が増加し始め、またGo To トラベルの開始等による人流増加の影響もあってか、結果的に7月中旬～9月中旬にかけての第2波の到来につながった。第2波は、8月7日に新規感染者1,597人でピークを迎え、この時は政府からの緊急事態宣言の発出はなされなかったものの、各都道府県独自の緊急事態宣言の発出や自粛要請等が行われ、お盆休みの人の移動も例年より大幅に抑えられたこともあってか、次第に新規感染者は減少傾向となった。しかしながら、9月から10月終わりにかけての新規感染者数が減少した時期でも、1回目の緊急事態宣言解除後のような1日二桁人台の新規感染者数までは下がりきらず、300人台～600人台で推移する状況が続いた。その後、Go To トラベルに加えて、Go To イートも開始となり、感染拡大防止対策と経済支援対策の両立という困難な課題が立ちださる中で、11月に入ったあたりから再び新規感染者が徐々に増加し、年末から年始にかけ

表1. 新型コロナウイルスをめぐる国内外の動向（2020年6月～2021年5月）

年	日付	出来事
2020	6月19日	政府、都道府県境をまたぐ移動の自粛要請を解除
〃	〃	プロ野球、約3か月遅れで開幕（当初無観客で実施）
〃	6月29日	新型コロナによる世界の死者50万人超え（以下、死者・感染者は新型コロナウイルス感染症による）
〃	7月1日	東京ディズニーリゾート、約4か月ぶりに営業再開
〃	7月4日	政府、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を廃止し、（同）対策分科会を設置
〃	7月14日	厚労省、2月に設置していた新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードを復活
〃	（7月中旬～9月中旬まで、国内で第2波到来）	
〃	7月22日	Go To トラベル開始（東京を除く）
〃	7月28日	国内の死者1,000人超え
〃	〃	世界の感染者1,000万人超え
〃	7月29日	国内の新規感染者、初の1,000人超え（第2波は8月7日の1,597人が最多）
〃	8月28日	安倍首相、退陣を表明
〃	9月16日	菅首相就任、新内閣発足
〃	9月29日	世界の死者100万人超え
〃	10月1日	Go To イート開始、Go To トラベルに東京を追加
〃	10月2日	アメリカ・トランプ大統領、新型コロナウイルス感染表明
〃	10月29日	国内感染者10万人超え
〃	11月7日	アメリカ大統領選挙、バイデン氏勝利確実（トランプ大統領は認めず）
〃	11月8日	世界の感染者5,000万人超え
〃	（11月中旬～2月末まで、国内で第3波到来）	
〃	11月12日	国内の新規感染者、1,651人で最多更新
〃	12月8日	イギリスでワクチン接種開始
〃	12月14日	アメリカでワクチン接種開始
〃	12月15日	政府、Go To トラベルの全国での一時停止表明（12月28日より当初1月11日まで予定）
〃	12月17日	フランス・マクロン大統領、新型コロナウイルス感染判明
〃	12月25日	英国から帰国した5人から国内初の変異ウイルス感染確認
〃	12月28日	政府、全ての外国人の新規入国を一時停止（1月末まで予定）
2021	1月5日	イギリス、イングランドで3度目のロックダウンを実施（2020年3月および11月以来）
〃	1月8日	政府、首都圏の1都3県に2回目の緊急事態宣言を発出（当初2月7日まで予定）
〃	〃	国内の新規感染者、第3波の最多を記録（7,844人：厚労省発表）
〃	1月13日	政府、栃木・岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡にも緊急事態宣言を発出、11都府県に拡大
〃	1月18日	国内で英国型変異ウイルスの市中感染が初めて確認される
〃	1月19日	国内での1日当たりの死者が初めて100人を超える（104人）
〃	1月20日	アメリカ・バイデン大統領就任
〃	1月23日	国内の死者5,000人超え
〃	1月27日	世界の感染者1億人超え
〃	2月3日	改正特別措置法、改正感染症法成立（まん延防止等重点措置の新設、罰則の導入等）
〃	2月7日	政府、栃木の緊急事態宣言を解除（10都府県は継続）
〃	2月14日	厚労省、国内初の新型コロナワクチン承認（米・ファイザー社製）
〃	2月17日	国内でワクチン接種開始（医療従事者から開始）
〃	2月28日	政府、6府県の緊急事態宣言を解除（首都圏の1都3県は継続）
〃	3月8日	イギリス、イングランドでのロックダウンを緩和
〃	3月20日	東京五輪、海外からの一般観客の受け入れ断念決定

年	日付	出来事
〃	3月21日	政府、残る1都3県の緊急事態宣言を解除
〃	3月25日	東京五輪、聖火リレーがスタート
〃	(3月下旬～現在(5月末)、国内で第4波継続中)	
〃	4月5日	政府、大阪・兵庫・宮城の3府県にまん延防止等重点措置を適用
〃	4月9日	国内の感染者50万人超え
〃	4月12日	政府、東京・京都・沖縄の3都府県をまん延防止等重点措置の対象に追加(計6都府県)
〃	〃	国内で高齢者へのワクチン接種開始
〃	4月20日	政府、埼玉・神奈川・千葉・愛知の4県をまん延防止等重点措置の対象に追加(計10都府県)
〃	4月25日	政府、東京・大阪・兵庫・京都の4都府県に3回目の緊急事態宣言を发出(当初5月11日まで予定)
〃	〃	政府、愛媛をまん延防止等重点措置の対象に追加(計7県)
〃	4月26日	国内の死者1万人超え
〃	5月9日	政府、北海道・三重・岐阜の3道県をまん延防止等重点措置の対象に追加(計10道県)
〃	5月12日	政府、愛知・福岡にも緊急事態宣言を发出し、6都府県に拡大(既出地域も含め5月31日まで延長)
〃	5月16日	政府、北海道・広島・岡山にも緊急事態宣言を发出し、9都道府県に拡大
〃	〃	政府、群馬・石川・熊本の4県をまん延防止等重点措置の対象に追加(計10県)
〃	5月21日	厚生省、新たにモデルナ社とアストラゼネカ社製ワクチンを承認(アストラゼネカ社製は当面接種せず)
〃	5月23日	政府、沖縄にも緊急事態宣言を发出し、10都道府県に拡大(沖縄は当初より6月20日まで予定)
〃	5月28日	政府、9都道府県の緊急事態宣言を6月20日まで延長決定

て第3波を招くに至った。第3波は、2021年1月8日に、1日の新規感染者7,844人でピークを迎え、特に首都圏で大幅に感染者が増加し、医療のひっ迫が現実のものとなった。同日付けで政府は2回目の緊急事態宣言を首都圏の1都3県に发出し、その後11都府県まで拡大した。2回目の緊急事態宣言は、大阪・兵庫・京都等は2月28日までで解除となったが、首都圏の1都3県はその後も継続となり、3月21日になってようやく全て解除となった。ところが、緊急事態宣言の解除も束の間、大阪・兵庫・京都を中心とした関西圏を始めとして、3月終わりあたりから急激に新規感染者が増加し、特に大阪では入院病床の使用率が100%を超え、軽症者のための宿泊療養施設もひっ迫し、感染者の急増で保健所も手が回らない状況となり、十分な対応を受けられないまま自宅で亡くなる方が続出するという非常に痛ましい事態となった。2月に改正された特別措置法、感染症法により、新しく定められたまん延防止等重点措置が大阪・兵庫をはじめとした感染拡大地域に发出されたものの、感染の抑制にはつながらず、とうとう4月25日に3回目の緊急事態宣言が東京・大阪・兵庫・京都の4都府県に发出されるに至り、その後10都道府県まで拡大した。この頃には、英国型、南アフリカ型、ブラジル型、インド型等の変異ウイルスが次々と確認されるようになり、より感染力の強い、またより重症化を招く可能性が指摘されているこうした変異ウイルスの蔓延により、感染拡大防止がより困難な状況に至っている。それでも、緊急事態宣言の发出によって、少しずつ感染者数は下がり始めたものの、沖縄や北海道等では依然高い感染者数のままで推移しており、予断を許さない状況が続いている。そして、5月28日には、9都道府県の緊急事態宣言を6月20日まで延長することが政府より示されたところである(5月23日に緊急事態宣言が出された沖縄は、当初より

6月20日までとなっていた)。当初は5月12日までとされていた今回の緊急事態宣言であるが、これで2度目の延長となり、度重なる延長、そして1年以上にわたる新型コロナとの闘いの中で、さすがに人々の自粛疲れもかなり色濃く感じられる、そのような現状である。

こうしてこの1年を振り返ってみて、改めて、ずっと気の休まることのない1年だったな、と感じる。一時的に新規感染者が減少する時期はあったものの、それはあくまでコロナ禍前とは異なる「新しい生活様式」をベースとして、多くの人々がそれを実行することで辛うじて実現・維持されるものであり、しかも、その後感染者の増減が繰り返される中で、人々が少しでも動き出し、人と人との接触の機会が増えると感染者の増大を招くことになる、ということが明らかになるにつれて、行動面だけでなく、気持ちの面でもより一層閉塞感が強まっていった。後にも述べるが、筆者が勤めている京都においても、緊急事態宣言が計3度発出されており（1回目：2020年4月16日～5月21日、2回目：2021年1月13日～2月28日、3回目：2021年4月25日～5月末現在継続中）、現時点（2021年5月末）は3回目の緊急事態宣言がまさに継続しているところである。第1波から第2波、第3波、第4波となるにつれて、感染者数の波はより大きくなっており、筆者が所属している京都大学においても感染が判明する人数増加のペースがより速まっている。

世界の各国と比べると出遅れた感が否めないものの、国内でも2月17日からまずは医療従事者に、4月12日からは高齢者にも、ワクチンの接種が始まった。ゴールデンウィーク明けからはワクチンが入ってくるペースも早まり、また最初に承認されたファイザー社製のワクチンだけでなく、5月21日にはモデルナ社製のワクチンも承認されるに至り、徐々にワクチン接種のペースが上がってくるのが期待されている。日本より先にワクチン接種が進んでいるアメリカやイギリス、イスラエル等において徐々に感染防止対策を緩和する兆しが見えてきているのは、なかなか先の見えない状況の中でかすかな光明となってくれるものであることを祈るばかりである。

3 本学（京都大学）の対応と動向をめぐって：2020年4月～2021年5月まで

京都大学における新型コロナウイルス関連の対応については、前稿（和田，2020）でも触れたように、新型コロナウイルスの感染状況の変化に合わせて「新型コロナウイルスに対する本学の方針について」の改訂を重ねており、2021年5月末現在で第9版（京都大学，2020-1）が最新版となっている。また、学生や教職員が感染、あるいは濃厚接触者等となった場合の対応要領をまとめた「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について」も改訂を重ねており、これも2021年5月末時点で第5版（京都大学，2021-1）が最新版となっている。また、授業の実施や研究活動、課外活動等の本学内での様々な活動時における感染対策についてまとめた「感染拡大予防マニュアル」も改訂を重ね、2021年5月末時点で第6版（京都大学，2021-2）まで改訂され、周知されている。他にも、その都度様々な通知が出されており、主なものは本学のホームページ内の特設ページにまとめられている（京都大学，2020・2021）。

さらに、感染状況に応じて学内の活動制限レベルを設定する「新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン」についても改訂を重ね、2021年5月段階で第3版（京都大学，2020-2）

まで改訂が行われている（大まかな内容としては、レベル1は最小限の制限、レベル2（-）は対面授業の停止・課外活動の制限・オンライン会議と在宅勤務の推奨・研究室活動の制限等、レベル2は対面授業の停止・課外活動の自粛・オンライン会議と在宅勤務の推奨・研究室活動の制限等、レベル3は対面授業の停止・課外活動の自粛・職員の業務の制限・研究従事員の制限等、レベル4は対面授業の停止・課外活動の停止・職員の大幅な業務の制限・最小限の研究活動等、レベル5は全学休講・職員の業務を緊急業務に限定・研究室閉鎖等、となっている）。この約1年半のコロナ禍における本学の活動制限レベルの変遷は以下の通りである。

- ・2020年4月14日～4月16日：レベル2（学内外の感染拡大状況・京都府の要請を受け適用）
- ・同年4月17日～5月21日：レベル3（京都への緊急事態宣言発出を受け引き上げ）
- ・同年5月22日～7月9日：レベル2（京都への緊急事態宣言解除を受け引き下げ）
- ・同年7月10日～7月26日：レベル2（-）（学内外の感染状況の改善を受け引き下げ）
- ・同年7月27日～8月25日：レベル2（学内の課外活動での感染者発生を受け引き上げ）
- ・同年8月26日～9月30日：レベル2（-）（学内外の感染状況の改善を受け引き下げ）
- ・同年10月1日～2021年1月11日：レベル1（学内外の感染状況の改善を受け引き下げ）
- ・2021年1月12日～2月28日：レベル2（-）（京都への緊急事態宣言発出を受け引き上げ）
- ・同年3月1日～4月21日：レベル1（京都への緊急事態宣言解除を受け引き下げ）
- ・同年4月22日～5月末（継続中）：レベル2（-）（京都府の要請を受け引き上げ）

先述したように、京都への緊急事態宣言が計3度にわたって発出されたこともあり、また本学における感染者の発生を受けて対応を取った期間もあり、本学の対応レベルは上がっては下がっては繰り返している。

本学における様々な活動は、この活動制限レベルに従って行われており、制限レベルの上がり下がりによってその都度対応を模索し続けているところである（カウンセリングルームにおける対応については後述する）。特に、授業については、2020年度前期は、一部の授業を除いて5月6日まで休講措置が取られた後（京都大学、2020-3）、1ヶ月遅れで全面オンライン授業で開始された。前期途中で一部の授業で対面授業が開始されたが、対面授業はごく一部にとどまり、ほとんどの授業がオンラインのまま前期を終えた。2020年度後期も引き続き、多くの授業がオンライン授業で実施され（京都大学、2020-4）、結局2020年度の1年間、ほとんどの授業がオンラインのまま終わったのであった。2020年度後期はもう少し対面授業が増えるのではないかと、との期待が学生の間にはあったように思われるが、結果的にそのようにはならず、「後期はほとんどが対面授業になると思ったのに裏切られた気持ちだ。」との学生の切実な声をカウンセリングルームでの相談の中で直接聞くこともあった。また、「大学に入学したものの丸1年間、大学構内に一歩も足を踏み入れることがない。」との学部1年生からの声もちらほら聞かれた。一方で、オンライン授業の方が授業に参加しやすかった学生も少なからずおり、カウンセリングルームでの相談の中でも、「2019年度までは単位取得が思わしくなかったが、2020年度は一気に取得単位が増えた。」という学生が複

数いたことが印象的であった。2021年度前期の授業については、早々に「令和3年度前期開講の授業実施については、現時点では感染拡大予防策を講じたうえで、原則、対面授業の実施を進める方針とします。」との方針が示され（京都大学、2021-3）、対面授業を前提とした準備が進められた。実際、2021年前期はほとんどの授業が対面で開始され、キャンパス内にも年度初めの賑やかさが戻って来た。ところが、その矢先、2021年3月下旬あたりから、大阪・兵庫・京都の関西圏を中心に急激に感染者が増加し始め、4月12日には京都にまん延防止等重点措置が適用されるに至り、京都府からの要請を受けて、再び4月22日付けで本学の活動制限レベルが2（-）に引き上げられ、授業開始からほんの2週間でオンライン授業に逆戻りになってしまった。その後、4月25日に3回目の緊急事態宣言が京都にも出され、当初は5月12日までとされていたが、5月末まで延長となり、それに合わせて本学の活動制限レベルもレベル2（-）のまま5月末まで延長となり、授業もオンライン授業が5月末まで継続となった（その後京都に出されている緊急事態宣言が6月20日まで延長になったことに伴い、5月31日付けで本学の活動制限レベル2（-）も6月20日まで延長することが決定された）。筆者も2021年度前期に全学共通科目の授業を1つ担当しているが、対面からオンライン授業に変更になったこと、また当初5月12日までとされていたのが、5月末までオンライン授業が延長になったこと、そのどちらも、学生の多くにとって少なからぬ落胆とともに、ずっと一人でパソコンの画面に向き合っただけの授業を受けざるを得ない負担の大きさが募っていることが察せられている。

部活やサークル活動等の課外活動についても感染拡大防止の観点から様々な制限が定められており（京都大学、2021-4・2021-5）、自由に活動を行えない状況が長期間にわたって続いている。これは、授業がほぼオンラインでの実施となっていることと合わせて、学生同士が出会い、関わり、交流し合う場や機会を持つことが非常に難しい状況が続いているとも言え、カウンセリングルームでの相談の中でも、こうした状況から孤立感を深めている学生は少なくない。特に、2020年4月入学の、学部現2回生は、1年目は最初から最後までほぼ全てオンライン授業のため友人や知り合いを作る機会がほぼなく、2回生になっても対面授業は2週間のみで再びオンライン授業に移行しており、大学内での居場所作りや人とのつながりを作ることがほぼできていないと推察され、今後各部署内で学生同士のつながり作りを支援するような方策等、個々の学生に対するよりきめ細やかな支援やサポートが求められるのではないと思われる。

4 カウンセリングルームの対応をめぐる：2020年4月～2021年5月まで

学生総合支援センターカウンセリングルーム（以下、当ルーム）における対応については、前稿（和田、2020）で2020年5月末時点まで述べた。その後の対応については、基本的に、本学が定める活動制限レベルに従って実施してきたところである。

2020年4月から振り返ってみると、2020年4月7日に7都道府県に初めての緊急事態宣言が発出されたことを受けて（その時点では京都には発出されていなかったが）、当ルームでは対面相談を見合わせ、ZoomやSkype・電話による遠隔相談に移行することを決め、4月8日付けでホームペー

ジ等を通じて広報を行った。さらに、2020年4月14日～4月16日の本学の活動制限レベル2の適用、および同年4月17日～5月21日のレベル3への引き上げを受けて、スタッフの出勤日数を週2日ずつに減らし、業務を絞る対応を取ることを決めた。それについても、4月17日付けでホームページ等で広報を行い、遠隔相談への移行と合わせて、相談枠の減少に伴う相談日時の変更や先延ばし、相談間隔を長くする等について当ルームを利用する学生のみなさんをお願いするとともに、そうした中でも1回あたりの相談時間を短縮する等によって相談枠の減少を少しでも補い、できるだけ多くの相談を受けることができるよう、スタッフ一同全力で対応を行った。5月22日に活動制限レベル2に引き下げられたことを受けて、5月25日からはスタッフの出勤を週3日ずつまで戻し、引き続き遠隔での相談を継続していった。

7月10日に活動制限レベル2（-）に引き下げられたことを受けて、7月13日よりスタッフの出勤日数を通常に戻し、合わせて、相談方法について次のような方針をスタッフ間で共有した。

・活動制限レベル3

：対面相談は見合わせ、Zoomや電話等による遠隔相談とする。

・活動制限レベル2およびレベル2（-）

：対面相談は見合わせ、Zoomや電話等による遠隔相談を原則とする。ただし、どうしてもやむを得ない事情がある場合は、一度遠隔相談を実施した上で、その後の相談形式について、カウンセラーの判断の下、対面相談も含めて検討を行う。

・活動制限レベル1

：Zoomや電話による遠隔相談を推奨する。対面相談を希望する場合には、万が一スタッフに感染者が発生した時には対面相談を行った相談者の名前・所属・連絡先等の情報を保健所や本学危機対策本部に提出する可能性があること、来室時にマスクの着用や手指の洗浄・消毒、検温、体調チェックシートへの記入、対面相談後2週間以内に感染が判明した場合には当ルームに報告する等の感染防止対策に協力いただくこと、の2点を了解してもらった上で申込を受け付ける。

上記の方針に合わせて、7月13日付けで当ルームのホームページ、および当ルーム入口の掲示板に「カウンセリングルームを利用する学生の皆さんへ」として、当ルームでの相談に際しての感染防止対策方針の広報を行った。また、「体調チェックシート」（図1）と「体調チェックシート記入のお願い」（図2）を作成し、これ以降、当ルームへの来談者には全員、手指の洗浄・消毒や検温等とともに、「体調チェックシート」への記入を行ってもらっている。

当ルームにおける物理的な感染防止対策としては、2020年3月はじめにルーム入口にアルコール消毒スプレーを設置し、来談者が当ルームにやってきた際に手指の消毒を行ってもらえるようにした。また、2020年5月には受付にアクリル板を設置し、来室して相談申込を行う学生や来客等への対応の際の飛沫拡散防止を図った。2020年7月にはマスクをし忘れてきた来談者のために使い捨ての不織布マスクを購入し準備した。また、検温について、当初は非接触型の体温計を使って、受付

体調チェックシート

氏名： _____ 記入日： 2020 年 月 日

●現在の体調について写てはまるものにチェックをしてください。

1. 37.5℃以上の熱	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない (℃)
2. 咳	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
3. のどの痛み	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
4. 息苦しさ・息切れ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
5. 喉の乾き	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
6. 味や匂いの異常	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
7. その他、体調で気になる点	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない

具体的に ()

●別紙「体調チェックシート記入のお願い」をお読みください。その内容（特に、担当スタッフに新型コロナウイルス感染が判明した場合、保健所や本学危機対策本部に対して相談に際する情報提供の必要性があること）についてご確認いただき、了解された旨以下にチェックをお願いします。

別紙「体調チェックシート記入のお願い」の内容について了解しました。

ご協力ありがとうございます。

※この個人情報、当ルームが新型コロナウイルス感染拡大防止に関して安全管理上使用するものであり、それ以外の目的では使用しません。

京都大学 学生総合支援センター カウンセリングルーム
担当 ()

図 1. 体調チェックシート

<体調チェックシート記入のお願い>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当ルームでは来室された方に、マスク等の着用、入室時の手洗いまたは手指の消毒、検温をお願いするとともに、以下の「体調チェックシート」への記入をお願いします。ご記入いただきましたら、担当スタッフにお渡しください。よろしくお願いいたします。

※37.5℃以上の熱、咳、のどの痛み、息苦しさ・息切れ、倦怠感、味や匂いの異常等の症状が見られる場合には、対面の相談は月合わせ、相談日程の変更や遠隔相談への切り替え等について担当スタッフからお話しをさせていただきます。

※当ルームへの入室後2週間以内に新型コロナウイルス感染が判明した場合には、すみやかに当ルームまでお知らせください。

※当ルームのスタッフに新型コロナウイルス陽性の者が発生した場合、濃厚接触者の特定、クラスター発生の有無の調査等のために、保健所や本学危機対策本部から当ルームに対して、当該スタッフの発症日から2日前以降に接触のあった方のリスト提出が求められる可能性があります。その際、当ルームとしては、安全配慮義務の観点から、当該期間にそのスタッフが対面で相談をお受けしていた方のお名前やご所属、学年、相談日時等の情報を保健所や本学危機対策本部に提出せざるをえません。（ただし、保健所や本学危機対策本部に提出するのはお名前、ご所属、学年および対象となる相談日時に限定し、それ以外の情報、特にご相談内容については提出いたしません）。このことは当ルームでの相談に関わる守秘を完全に担保できなくなる事象であり、また該当する相談者の方には多大なるご心労・ご負担をおかけいたします。こうした可能性のあることをぜひご了解のうえ、対面でのご相談をしていただきますようお願いいたします。

（上記に関してご心配の点がありましたら、担当スタッフにお伝えください。また、当ルームでは ZOOM や電話による遠隔相談もっております。遠隔相談をご希望の方につきましては、担当スタッフにお知らせください。よろしくお願いいたします。）

何卒ご理解とご協力をお願いします。

京都大学 学生総合支援センター カウンセリングルーム
E-Mail : counseling@mail.gsscc.kyoto-u.ac.jp TEL : 075-753-2515

カウンセリングルーム 桂キャンパス分室
E-Mail : k-counsel@mail.gsscc.kyoto-u.ac.jp

図 2. 体調チェックシート記入のお願い

スタッフあるいは相談担当者が一人一人の来談者に対して検温を行っていたが、2020年10月に据え置き型の体温計を設置し、来談者自身が画面に顔を近づける形で体温を測定できるよう、安全性・利便性の向上を図った。その他、各面接室においては、対面相談時にはできるだけ複数の窓を開けて換気を行うとともに、室内ファンを回して空気を滞留させないようにする、適宜空気清浄機を使用する、対面相談後は十分に換気を行う等により感染対策を実施した。

先に述べた本学の活動制限レベルの推移に伴って、当ルームの相談対応も先述の方針に従って適宜変更することになったが、その都度当ルームのホームページのお知らせ欄やルーム入口の掲示板にすみやかに掲示を行い、周知することを心がけている（京都大学学生総合支援センターカウンセリングルーム、2020・2021）。

2020年度の当ルームにおける相談回数・相談件数については、本誌の「2020年度カウンセリングルーム活動報告」で触れるため、詳細については本稿では割愛する。2020年度はスタッフの出勤日数を半分以下に減らした期間があり、1回あたりの相談時間を短くする等によってなんとか相談枠の確保を図ったが、それでも例年に比べると、相談回数・相談件数ともここ数年の中では最も少なくなった。ただこれは、1年を通してほとんどの授業がオンラインで実施されたこともあり、多くの学生が大学には出て来ず、下宿や自宅で過ごすことになったことで、授業等で大学に出てきた時について、あるいはふらっと、カウンセリングルームに立ち寄って相談の申込を行う、ということができなくなった影響も大きかったのではないかと想像している（特に、2020年4月の新規相談

申込が例年より大幅に少なかったのは、そうした影響が強く出たものと推察される)。それでも、1回目の緊急事態宣言が解除された2020年6月以降は、月によってはほぼ例年と同じくらいの相談回数・相談件数になっており、コロナ疲れやコロナうつといった影響が今後ますます出て来ることが考えられる中で、できるだけ多くの相談を受けることができるよう、今後も相談態勢を整えていくことに注力したい。

ところで、コロナ禍以前は、当ルームでの相談はほとんどが対面によるものであり、時折遠方の方等場合には電話やメールによる相談もあったが、特にZoomやSkypeを用いたオンライン相談は非常にまれであった。しかしながら、約1年半のコロナ禍を経て（まだその真っ最中であるが）、2020年度は多くの相談がZoomや電話による遠隔相談となった（本学では全教職員がZoomアカウントを取得・使用できるようになっており、またオンライン授業の多くがZoomで実施されていることもあって、本学においてはZoomがオンラインミーティングツールとして最も使用頻度が高い・最も使用する数居が低いと思われる。そのような事情もあり、当ルームでもオンライン相談のほとんどをZoomを用いて実施した）。最初は対面相談による感染リスクを考慮して導入したものであったが、1年以上オンライン相談を実施する中で、筆者の感覚としては、特にZoomを用いたオンライン相談は今後も相談方法の主要なあり方として定着するだろう（あるいはすでにかなり定着してきている）と感じている。オンライン相談が定着することには一長一短があるだろう。長所としては、来室せずとも相談が可能であり、外出が難しい状況でも下宿にいながらにして、あるいは遠方の実家にいても、さらには海外にいたとしても相談が可能であることのメリットは大きいだろう。また、当ルームに相談に来る学生の一定程度で、当ルームに相談に来ることを誰かに見られてしまうのではないかと非常に気にすることがある。そういった場合でも、オンライン相談であれば来室することなく相談が可能であるため、来室に伴う気がかりを大きく軽減することができるメリットもあろう。一方、短所としては、なによりオンライン相談は通信環境に大きく左右される方法であり、不安定な回線による通信障害の影響をまともに受けてしまうことが挙げられる。実際、オンライン相談を実施する中で、音の途切れや遅延、途中で回線が切れる等により、適切な形での相談を行うことが困難なこともあった（ただし、そうした中でも、途中で電話による相談に切り替えて実施する等、出来得る限りの対処をその場その場で模索しているところである）。また、オンライン相談では、直接対面しての相談ではなく、それぞれが離れた場での相談となるため、緊急の対応が必要とされるような状況が発生した時に、機動性をもって対応することが難しい、という点も短所として挙げられるだろう。また、これは長所と短所の両方の意味合いがあることかもしれないが、対面相談であれば、夏休みや帰省中は一旦相談をお休みにして、また大学に戻ってきて必要・希望があれば再開する、といった“少しの間相談なしでやってみる”というお試し期間を作ることができるが、オンライン相談だと長期休み中であろうが帰省していようが、変わらず相談が可能のため、メリハリをつけた形で相談を実施する、ということに関して、相談担当がより一層意識をもち、見極めていくことが必要であるように思われる。

当ルームでは個別の相談の他にも、グループ活動（グループプログラム「くすくす」）や各種会議・研修等を行っているが、本学の活動制限レベル3～2（-）の期間はいずれもオンライン（Zoom）

を用いて実施し、レベル1になった段階で感染防止対策を充分に行った上で対面で実施するなど、感染拡大防止対策と必要な（あるいは重要な）業務の継続の両立を図りながら、適切な形での業務遂行を日々模索し続けているところである。

5 おわりに

ここまで駆け足で2020年6月から2021年5月末までの新型コロナウイルス感染症にまつわる動向、およびカウンセリングルームの対応について振り返ってきた。新型コロナウイルス感染症の発生から約1年半を経過してもなお、未だ先の見えない、一体どこかゴールなのか分からない中でそれでも走り続けているような、そんな状況が続いている。カウンセリングルームに持ち込まれる相談でも、長引くコロナ禍の中で、より一層孤立感を深めていたり、オンライン疲れ・コロナうつの影響が強く感じられたり、大学に入学したことの意義を見出せなくなっていたり等、学生からの切実な訴えに接することも少なくない。今後コロナ禍の状況がどうなっていくのか、筆者にも分からない。先の見えない中でも一人一人の学生が少しでもよりよい学生生活を送っていくにはどうしていったらいいだろうか、孤立感や閉塞感・時に絶望感を抱えながらいかにそれらと折り合いをつけつつ生きていけるだろうか…。ここから先も、新型コロナウイルスの動向に翻弄されながら、それでも手探りしながら、一人一人の学生に向き合う中で、模索していきたい。

[文献・参考資料]

- 中国新聞デジタル. 新型コロナウイルス NEWS ファイル〈1〉～〈9〉. https://www.chugoku-np.co.jp/local/news/article.php?comment_id=713754&comment_sub_id=0&category_id=1167 (他) (閲覧日: 2021年5月22日～30日), 2020年・2021年.
- 外務省. 海外渡航・滞在. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/index.html> (閲覧日: 2021年5月22～30日), 2020年・2021年.
- 厚生労働省. 新型コロナウイルス感染症について. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html (閲覧日: 2021年5月22日～30日), 2020年・2021年.
- 京都大学. 【在学生・教職員向け】新型コロナウイルスに対する本学の方針について (第9版) ——海外渡航等を中心とした対応について——. https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/201110_1_2.pdf (閲覧日: 2021年5月27日～30日), 2020年-1.
- 京都大学. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドラインについて (第3版). <https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/guideline-v3-210419-9076967217f5952bcf62418b89dbd0c5.pdf> (閲覧日: 2021年5月27日～30日), 2020年-2.
- 京都大学. 令和2年度授業の実施の変更について. <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news/2020-04-01> (閲覧日: 2021年5月27日～30日), 2020年-3.
- 京都大学. 令和2年度後期の授業実施について. https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/embed/jaaboutfoundationcoronavirusdocuments200831_1.pdf (閲覧日: 2021年5月27日～30日), 2020年-4.

- 京都大学. 新型コロナウイルスへの対応. <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus> (閲覧日: 2021年5月22日～30日), 2020年・2021年.
- 京都大学. 学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について (第5版). <https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/corona-taiou-v5-249982cee593a759195cea93b068d38e.pdf> (閲覧日: 2021年5月27日～30日), 2021年 - 1.
- 京都大学. 感染拡大予防マニュアル——令和3年度前期授業等の実施における配慮について—— (第6版). <https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/corona-manual-v6-d9eff2b47e41b6394def64ecb0a7dald.pdf> (閲覧日: 2021年5月27日～30日), 2021年 - 2.
- 京都大学. 令和3年度の授業方針について. <https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/210212-3-bdb1b33962be179fef7ef1cf25e15e2d.pdf> (閲覧日: 2021年5月27日～30日), 2021年 - 3.
- 京都大学. 課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル (第7版). <https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/yobou-manual-v7-210419-3d36b4fd08c708b033e34d63b4456084.pdf> (閲覧日: 2021年5月27日～30日), 2021年 - 4.
- 京都大学. 課外活動の自粛要請について (第7版). <https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/kagai-jishuku-v7-210419-f019b9905501cc860371c3b6b33e7bed.pdf> (閲覧日: 2021年5月27日～30日), 2021年 - 5.
- 京都大学学生総合支援センターカウンセリングルーム. ホームページ. <https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/counsel/> (閲覧日: 2021年5月22日～30日), 2020年・2021年.
- 内閣官房. 新型コロナウイルス感染症対策. <https://corona.go.jp/> (閲覧日: 2021年5月22日～30日), 2020年・2021年.
- NHK. 特設サイト新型コロナウイルス. <https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/> (閲覧日: 2021年5月22日～30日), 2020年・2021年.
- 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議. 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言 (令和2年5月29日). https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/jyoukyou_bunseki_0529.pdf (閲覧日: 2021年5月22日～30日), 2020年.
- 和田竜太. 一学生相談カウンセラーから見た新型コロナウイルス感染症をめぐる動向について——国内外の動きと本学・カウンセリングルームの対応を振り返って——. 京都大学学生総合支援センター紀要. 2020年, 第49輯, p.73-83.
- WHO. 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) WHO 公式情報特設ページ. https://extranet.who.int/kobe_centre/ja/covid (閲覧日: 2021年5月22日～30日), 2020年・2021年.